

綾瀬市特定健康診査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「省令」という。）及び綾瀬市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき実施する特定健康診査等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 特定健康診査 法第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。
- (2) 後期高齢者健康診査 法第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に対して行う健康診査をいう。
- (3) 特定保健指導 法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。

(特定健康診査の対象者)

第3条 特定健康診査の対象者は、特定健康診査の受診日において本市の国民健康保険被保険者であって、当該年度の末日において40歳以上の者とする（当該年度において75歳に達する者にあつては、受診日に当該年齢に達していない者に限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 特定健康診査を受診する年度（以下「診査年度」という。）において他の医療保険者が実施する特定健康診査を受診した者又は受診する予定のある者
- (2) 省令第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

(後期高齢者健康診査の対象者)

第4条 後期高齢者健康診査の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有する者で、後期高齢者医療の被保険者である者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けた施設（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定

を受けていない者に限る。)に入所又は入居している者であって、市が管理する者

- 2 前項の規定にかかわらず、後期高齢者健康診査を受診する年度において特定健康診査及び他の医療保険者が実施する後期高齢者健康診査を受診した者又は受診する予定のある者は、対象としない。

(実施期間)

第5条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査(以下「特定健康診査等」という。)の実施期間は、毎年度6月1日から翌年3月31日までとする。

(特定健康診査等の検査項目及び方法)

第6条 特定健康診査等の検査項目及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に定める必須検査項目は、全ての受診者に対して実施するものとする。
- (2) 別表2に定める選択検査項目は、医師の判断に基づき実施するものとする。

(受診回数)

第7条 特定健康診査等を受診することができる回数は、同一年度において1回とする。

(診査機関)

第8条 特定健康診査等を行う機関(以下「診査機関」という。)は、市長と委託契約を締結した医療機関とする。

(費用の額の算定基準)

第9条 第6条に規定する特定健康診査等の実施に要する費用の額の算定基準は、市長が別に定めるものとする。

(一部負担金等)

第10条 特定健康診査を受診する者は、特定健康診査の費用の一部(以下「一部負担金」という。)を負担するものとする。

- 2 一部負担金の額は、2,000円とし、特定健康診査を受診する際に診査機関に支払うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、70歳以上の者(診査年度の末日までに70歳となる者を含む。)が特定健康診査を受診するときは、一部負担金を徴収しない。
- 4 後期高齢者健康診査に係る費用は、市長が負担する。

(一部負担金の助成)

第11条 市長は、特定健康診査を受診した者で、診査年度において、市民税が非課

税の世帯に属する者に対し、前条第1項の一部負担金に相当する額を助成することができる。

(助成の申請等)

第12条 前条の規定による助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、綾瀬市特定健康診査費用助成申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 特定健康診査一部負担金として支払ったことがわかる領収書

(2) 特定健康診査結果の写し

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、綾瀬市特定健康診査費用助成決定通知書（第2号様式。以下「助成決定通知書」という。）により助成申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する助成決定通知書の交付を受けた者は、綾瀬市特定健康診査費用助成請求書（第3号様式）を市長に提出し、費用の助成を受けるものとする。

(記録及び通知)

第13条 特定健康診査等を行った診査機関は、その結果を健康診査票に記録するものとする。

2 前項の結果は、市に報告するとともに、受診者に通知するものとする。

(特定保健指導の対象者)

第14条 特定保健指導の対象者は、第2条に規定する者であって、かつ、省令第4条の規定に該当するものとする。

(特定保健指導対象者の階層化)

第15条 特定保健指導は前条に規定する対象者を次に掲げる区分に階層化し、実施するものとする。

(1) 省令第7条第2項に規定する者 動機付け支援対象者

(2) 省令第8条第2項に規定する者 積極的支援対象者

(特定保健指導の実施機関)

第16条 特定保健指導を行う実施機関（以下「指導実施機関」という。）は、市長と委託契約を締結した医療機関又は事業者とする。

(特定保健指導に係る費用)

第17条 特定保健指導に係る費用は、市長が負担するものとする。

(不正利得の返還)

第18条 市長は、偽りその他不正な手段により、特定健康診査等を受診した者又は特定保健指導を利用した者があるときは、特定健康診査等又は特定保健指導に要した費用に相当する額の返還を求めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、特定健康診査等及び特定保健指導の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 必須検査項目

検査項目	内容等
問診	服薬歴・既往歴・生活習慣、自覚症状等
計測	身長、体重、肥満度・標準体重、腹囲、血圧
診察	理学的所見（身体診察）
脂質	中性脂肪、HDL、LDL
肝機能	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）
代謝系	ヘモグロビンA1c
尿・腎機能	尿糖 半定量 尿蛋白 半定量 血清クレアチニン、尿酸

別表2 選択検査項目

検査項目	内容等
血液一般	ヘマトクリット値、血色素判定、赤血球数
心機能	12誘導心電図
眼底検査	精密眼底検査（両眼）
胸部レントゲン	胸部レントゲン

第1号様式（第12条関係）

綾瀬市特定健康診査費用助成申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

次のとおり、特定健康診査費用の助成を受けたいので申請します。
なお、助成の審査に当たり、申請者の住民情報を住民基本台帳により、世帯の市民税の課税状況を課税台帳により確認することについて同意します。

※太枠内を記入してください。

ふりがな		生 年 月 日
申請者氏名		年 月 日 (満 歳)
住 所	〒252- 綾瀬市 電話 ()	
理 由	市民税非課税世帯のため	
助 成 額	¥2,000円	

第2号様式（第12条関係）

綾瀬市特定健康診査費用助成決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました綾瀬市特定健康診査費用の助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 助成する
 助成しない
(理由)
- 2 助成決定額 円
- 3 助成内容 特定健康診査費用

第3号様式（第12条関係）

綾瀬市特定健康診査費用助成請求書

年 月 日

（宛先） 綾 瀬 市 長

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

件 名	金 額
特定健康診査費用	¥2,000円

振 込 先

フリガナ			
口座名義人			
金融機関 コード		支店 コード	
金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支店名	店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	